

ユーゴスラヴィア再考

——多民族・多文化共存の実験場として——

石田信一

はじめに

ユーゴスラヴィア解体に伴う激しい民族紛争が一応の終結を見せてから、ちょうど十年になる。一九九〇年代初頭までユーゴスラヴィアが存在した西バルカン地域は、西欧文明、東方正教会文明、イスラム文明という三つの文明圏が交錯し、「文明の衝突」が生じる断層線（フォルト・ライン）上に位置づけられ、そこでの戦争が必然的なものとして認識されるようになった。^①現在、そこにはスロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア・モンテネグロ、マケドニアの五か国が分立している。

しかも、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは二つの構成体からなる国家連合的体制をとり、セルビア・モンテネグロは合意による分離を目前に控え、名目的にはセルビアに帰属するコソヴォに至っては多国籍軍の保護下で実質的に半独立状態にある。もはや、わずか十数年前まで「友愛と統一」をスローガンとする多民族・多文

化共存の実験場がここに存在したことを想像するのも困難な状況にある。

本稿は、こうした多民族・多文化共存の実験場としてのユーゴスラヴィア連邦の解体過程を、一九八〇年代のユーゴスラヴィアの政治・経済的状况の分析を通じて再検討しようとする試みである。^②あわせて、なおも国民社会の多様性に直面せざるを得ない各国での、多民族・多文化共存の取り組みについても検討したい。

一 一九七四年憲法体制下のユーゴスラヴィア

ユーゴスラヴィア連邦で全国一律に国勢調査が実施されたのは、一九八一年が最後であった（一九九一年にも国勢調査は実施されているが、コソヴォのアルバニア系住民のボイコットなどがあり、不完全なデータしか存在しない）。その結果によれば、約二二四二万人のユーゴスラヴィア住民のうち、八一四万人（三六・三％）

がセルビア人、四四三万人（一九・八％）がクロアチア人、二〇〇万人（八・九％）がムスリム人、一七五万人（七・八％）がスロヴェニア人、一七三万人（七・七％）がアルバニア人、一三四万人（六・〇％）がマケドニア人、一二二万人（五・四％）がユーゴスラヴィア人、五八万人（二・六％）がモンテネグロ人であった。⁽³⁾ 絶対的なマジヨリティは存在せず、このことが分権体制を不可避なものとした。

上記の諸民族のうち、とくに注目されるのがユーゴスラヴィア人である。統計上、彼らは「民族的帰属を表明しないユーゴスラヴィア人」として扱われ、主要民族（ネイション）でも少数民族（ナショナルリティ）でもない「その他」の項目に含められたが、実際にはそれ自体が民族的帰属の表明として理解される場合が多かった。彼らがユーゴスラヴィア人を自称する理由はさまざまであったが、南スラヴ（ユーゴスラヴィア）統一思想に基づくイデオロギー的側面よりは、多民族混住地域における自然発生的な現象としての側面が強いように思われる。⁽⁴⁾ そもそも、ムスリム人、マケドニア人、モンテネグロ人にしても、第二次世界大戦前には少なくとも統計上の民族区分には含まれていなかったし（彼らはセルビア人もしくはクロアチア人とみなされていた）、不安定な立場にあったボスニアのイスラム系住民がムスリム人という独自の集団として、他の主要民族と対等な関係を持つようになったのは一九七一年のことに過ぎない。ユーゴスラヴィアは新しい民族が

生成・発展する実験場でもあったのである。

ユーゴスラヴィアはあくまでも南スラヴ系諸民族の国家であったから、それ以外の集団は少数民族とみなされ、主要民族との関係は対等ではなかった。その代表例がアルバニア人であって、彼らはマケドニア人やモンテネグロ人に数の上では優越していたにもかかわらず、与えられる権限ははるかに制約されたものだった。ユーゴスラヴィアは六共和国（スロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア、モンテネグロ、マケドニア）・二自治州（コソヴォ、ヴォイヴォディナ）からなる連邦国家であったが、ムスリム人を除く南スラヴ系の五つの主要民族に対しては、各々の名称を冠した共和国の設置が認められ、またムスリム人とセルビア人とクロアチア人が混住するボスニア・ヘルツェゴヴィナにも同じく共和国としての地位が付与される一方で、アルバニア人が圧倒的多数を占めるコソヴォには自治州としての地位しか付与されなかったのである（当初はさらに下位の自治区であった）。彼らは不公平感から激しい民族運動を展開していくことになるが、アルバニアという「母国」を持つ以上、ユーゴスラヴィアにおいても主要民族としての地位を獲得することは困難であったと言える。

南スラヴ系諸民族は言語的に非常に近い関係にある。セルビア人、クロアチア人、ムスリム人、モンテネグロ人は、使用する文字や方言レベルでの差異はあるものの、いずれもセルビア・クロ

アチア語と総称される言語を用いてきた。スロヴェニア人のスロヴェニア語、マケドニア人のマケドニア語も、セルビア・クロアチア語と共通する部分が少なくない。一九八一年の国勢調査では、住民の「母語」はセルビア・クロアチア語が七二・九%、スロヴェニア語七・九%、マケドニア語六・一%となっていた（なお、アルバニア語が七・八%に達していた⁵⁾）。これらの南スラヴ系諸民族にとって、言語の共通性・類似性は重要な意味を持っていた。彼らは一九世紀以来の南スラヴ統一思想を背景として、第一次世界大戦によって大規模なヨーロッパ再編の機会が訪れると、最初の南スラヴ統一国家「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」を樹立したが、主としてハプスブルク帝国の影響下にあってカトリック教徒が大多数を占める北部のスロヴェニア人やクロアチア人と、古くはビザンツ帝国、その後はオスマン帝国の支配下にあつて東方正教会が優勢な南部のセルビア人やマケドニア人の間では、歴史的・文化的基盤の差異は非常に大きかった。言語の共通性・類似性は、そうした差異を埋める役割を果たすものと考えられたのである。もつとも、とくにクロアチア知識人の間ではセルビア・クロアチア語として一括りにされることに反発する立場もあり、むしろ諸民族の対立の要因となる危険性を孕んでいたとも言える。

第二次世界大戦後のユーゴスラヴィア連邦の創設者であり終身大統領となつていたヨシプ・ブロズ・ティトーは、「共産主義者

同盟と連邦人民軍をユーゴ統合の絆として、民族・共和国間の微妙なバランスをとりながら、政治・経済・社会のすべての局面に自主管理社会主義を徹底させる体制⁶⁾を形成することで、諸民族の対立・不満を解消させようとした。その結果、一九七四年に戦後四度目の憲法が制定されたが、それは前述の六共和国・二自治州に対して独自の憲法制定権、裁判権、警察権あるいは「経済主権」を認め、「きわめて緩い連邦制⁷⁾」を成立させるものであった。

二、ティトー没後の政治的・経済的混乱

一九八〇年五月、良くも悪くもユーゴスラヴィア主義者であり、分離主義的傾向に断固たる姿勢で臨むとともに、この多民族国家を維持するために必要なほとんど唯一の調停者としての役割を果たしてきたティトー大統領が死去した。すでに前年に自主管理社会主義の理論的支柱となつていたエドゥアルド・カルデリ副大統領も亡くなっており、有力な後継者を見出すことは困難であつた。集団指導制への移行といつた事前の対処がなされたにもかかわらず、ティトーの死去がもたらした事態は深刻なものであつた。

この時期までに、ユーゴスラヴィアの自主管理社会主義の根幹にある自主管理利益共同体(SIZ)も機能不全に陥つていた。それ以上に、唯一の合法政党であるユーゴスラヴィア共産主義者同盟(SKJ)は各共和国・自治州単位の党組織に分裂しており、

統一的な政策立案・執行に支障を来すようになっていた。さらに、非党員の政治参加を目的とした大衆組織・ユーゴスラヴィア勤労人民社会主義同盟（SSRNJ）も実質的な存在意義を失っていた。

何よりも、経済的苦境がユーゴスラヴィアの連邦体制への不満を高めることになった。貿易不均衡や債務超過によって経済状況は悪化の一途をたどり、一九八五年にはインフレ率が一〇〇パーセントを超えるまでになった。一九七五年から一九八五年の十年間で名目賃金は一二倍に増加したが、実質賃金は〇・八倍に減少した（続く五年間で名目賃金は一〇〇〇倍以上となったが、実質賃金はさらに目減りした⁸⁾）。実質賃金の低下はバルター経済と密輸、ブラックマーケットによって埋め合わせられ、かえって社会不安を増大させた。社会主義体制を維持しているにもかかわらず、失業者が増大し、一九八九年には一二〇万人に達した⁹⁾。

こうした中で始まった一九八〇年代初頭の政治論争において、二つの対立軸に基づく四つの異なる立場が明確化した。リベラル集権派（セルビア）、保守集権派（ボスニア・ヘルツェゴヴィナとモンテネグロ）、リベラル分権派（スロヴェニアとヴォイヴォディナ）、保守分権派（クロアチア、マケドニア、コソヴォ）である。いずれの陣営も絶対多数を形成することはできなかつたため、新たな解決策を強いることは困難であった。

セルビア、スロヴェニア、ヴォイヴォディナの党組織は、党中

央の弱体化を好機として、文化、メディア、宗教といった領域において自由化を押し進めることができた。例えば、政治的にデリケートな主題に触れる演劇の上演、ジャーナリズムの活発化、教会と国家の関係改善といった現象が顕著に見られた。一方、コソヴォ自治州に付与された権限は諸改革を進めることで修正・制限されるべき性質のものであったから、コソヴォの党組織においては必然的に保守主義が主流となった。もともと、一九八一年四月にコソヴォのアルバニア系住民による反セルビア暴動が勃発したことで、そうした保守主義は無意味なものとなってしまった。アルバニア民族主義者の組織が急増し、セルビア人とアルバニア人の軋轢が深まっていく。

テイトー没後初めてのユーゴスラヴィア共産主義者同盟の党大会（第一二回）が一九八二年夏に開催された。この機会に一九七四年憲法体制の見直しははかられると期待されていたが、さまざまな改革案は採用されることなく、集権派と分権派の対立関係はかえって尖鋭化していった。党中央が何も決断できないでいるうちに、各共和国・自治州の組織が独自の行動をとる傾向が強まった。また、非公式なレベルでもさまざまな改革案が提示され、例えば、すでに一九八三年の段階で複数政党制の復活が提案されていたが、これは共産主義者同盟によって拒絶された。この時点では、複数候補制選挙への移行が現実的なものとして考えられていたようである。共産主義者同盟から勤労人民社会主義同盟を完全

に分離させ、独自の政党として再編する改革案も、実現には至らなかった。いずれにせよ、こうした政治論争の問題点は、どのような改革案でも、六共和国・二自治州の組織のコンセンサスを得ることが必要であるにもかかわらず、そのようなコンセンサス自体がきわめて困難なものであったことであつた。

三 集権化をめぐる論争

一九八四年一〇月、最も包括的な改革法案がセルビアの党組織によつて提案された。それは、企業役割と自主性の強化、連邦政府の強化、選挙制度の民主化、そして二つの自治州の特権と全般的な自治の制限を要求するものであつた。これに対して、名目的にはセルビアの支配下にあるコソヴォとヴォイヴォディナ、そして自治の侵害を憂慮するスロヴェニアとクロアチアの党組織は強く反対した。セルビアの改革案が政治的・社会的危機を引き起こしかねないというスロヴェニア側の主張に対し、セルビア側はたとえ政治的危機を引き起こしてでも諸改革が必要であり、「このような危機において、分離主義が優勢となることはない。なぜなら、人々は統合を受け入れてきたからだ。このことを見きわめる能力のない指導者たちは、人々の信頼を失うであろう。分離主義が反対されないのであれば、我々の国家には将来の見込みがない。分裂するだけである」と反論している。しかし、結局はセル

ビアの改革案が多数派に支持されることはなく、他の改革案と同じく廃案となつてゐる。

ユーゴスラヴィア共産主義者同盟の党大会（第一三回）が近くと、ふたたび多くの改革案が提示されるようになった。なかでも、数多くの党・政府機関において特定の民族集団に一定の人員の割り当てを認める「民族的配慮」を選択的に廃止するという提案が注目に値する。それは民族間の微妙なバランスを崩しかねない性格の改革案だつたからである。実際、これと関連する動きとして、セルビア憲法裁判所がコソヴォのアルバニア人を念頭に置きつつ、「民族比に応じた代表制度の適用は、数の上で劣勢な民族・少数民族の抑圧を助長し、憲法の定める平等の原則に反する」として幾つかの行政命令を無効とする判決を行っている。

集権派と分権派の対立は、この時期までに埋めがたいものとなつてゐた。例えば、分権派の急先鋒であるスロヴェニアが経済危機を中央集権化に向けた解決策の推進に利用する手法は受け入れられないという意味表示を行った直後に、モンテネグロが解決策を探るにあつて統一こそが重要であると力説するような状況であつた。

一九八六年六月にユーゴスラヴィア共産主義者同盟の党大会が始まるまでに、スロヴェニア以外の分権派は後退し、全体として集権派が優勢となつてゐた。そのため、党大会で採択された新たな党規約では、党中央の権限が強化され、各共和国・自治州の組

織の活動は大きく制約されることとなった。さらに、「民主集中制」の原則が再確認され、「前衛政党」としての役割を担い続けることが強調された。しかし、現在の視点で見れば、それは明らかに時代に逆行する動きであった。

四 民族主義の台頭

一九八七年、その後のユーゴスラヴィア連邦の運命を決定づける変化が訪れた。スロボダン・ミロシエヴィチがセルビア共産主義者同盟の実権を掌握し、新たな政策に着手したのである。ミロシエヴィチはセルビア民族主義に立脚しつつ、自治州の権限を縮小し、実質的にセルビアに再統合することや、他の共和国を犠牲にして集権体制を再構築することを目標とした。しかし、それは結果的にユーゴスラヴィア連邦を解体へと向かわせるものでしかなかった。

この時期までに、セルビア以外の共和国でも、民族主義的で自己充足的な動きが強まっていた。とくにスロヴェニアやクロアチアはセルビアに激しく敵対し、多民族地域であるボスニア・ヘルツェゴヴィナでは内部分裂が進行した。

一九七四年憲法体制が円滑に機能するためには、少なくとも共和国間の意見対立を解消しうる最終的な仲裁者の存在と、ある程度の経済的繁栄が必要であった。しかし、すでに触れた通り、一

九八〇年代半ばまでに、その両方とも失われていた。一九八〇年代末には、現状維持は不可能であるという意見が大勢を占めるようになった。この時期になると、スロヴェニアではスロヴェニアとクロアチアの連邦離脱と新たな連合国家の結成を提案する者が、またセルビアでは共和国境界の再画定とユーゴスラヴィアの国家連合化を主張する者まであらわれるようになったのである。

リベラル分権派であると同時に雑誌記事等を通じて民族主義が宣揚されていたスロヴェニアは、いち早く行動に出た。一九八九年九月、スロヴェニア議会が自らの憲法修正案を採択し、連邦離脱権を一方的に付与したのである。こうしたスロヴェニアの行動は、軍事問題を取り上げた『ムラディナ』誌の記者（現在のスロヴェニア首相ヤネズ・ヤンシヤを含む）に対する裁判事件が発端となったと考えられる。この事件にスロヴェニア市民は強く反発しており、大規模な抗議集会や署名活動が行われ、その過程で幾つかの政党の萌芽が見られるようになり、さまざまな政治的主張があらわれた結果とみなすことができるからである。スロヴェニアはユーゴスラヴィア連邦において経済的に劣る他の共和国に搾取されていると主張し、スロヴェニア軍管区の設置を含む特権的地位を求めるようにさえなった。

一方、セルビアはまったく異なる改革案を主張していた。すでに述べたように、セルビアは集権化をめざし、連邦機関の共和国に対する権限の拡大を求めていた。それは、かつてユニタリズム

(中央集権主義)として批判されていた立場であったが、いまやミロシエヴィチによって「ユニタリズム・コンプレックスからの解放」さえも主張されるようになった。彼はセルビア本土で権力の座に就くと、短期間のうちにコソヴォ、ヴォイヴォディナの両自治州、さらにはモンテネグロまで自らの影響下に置くことに成功した。

ミロシエヴィチはセルビアの党組織とマスメディアを掌握するとともに、セルビア民族主義に訴えることで民衆の支持を獲得した。彼自身は必ずしも強硬な民族主義者ではなかったが、一九八六年に公表されたセルビア科学芸術アカデミーによる「メモランダム」に典型的に示されているようなセルビア知識人の民族感情、とくに一九七四年憲法体制における「被害者」としての意識を政治的に利用したのである。いずれにせよ、キリル文字の復活、セルビア正教会の復興、セルビア国歌の選定などが、こうした文脈において実施されている。この時期に戦前のカラジオルジェヴィチ王朝への関心が高まったことも、これと無関係ではない。非現実的ではあるが、一部には王政復古の可能性を論じる者さえあった。

ミロシエヴィチは一九八九年初頭にセルビア共和国憲法および自治州憲法を相次いで修正させることに成功した。それによって、彼は自治州の権限を縮小し、実質的にセルビアに再統合するといふ所期の目的を果たしたのである。コソヴォ地方はますます中世

セルビア王国と関連づけて意識されるようになり、一九八九年六月にコソヴォ・ポーリエで開催された「コソヴォの戦い」六〇〇周年記念集会に一〇〇万人もの参加者が集うほどに、セルビア民族主義者にとつての「聖地」となったのである。ミロシエヴィチはすでにコソヴォ自治州の党組織や政府機関の人事刷新に着手していたが、さらに自治州議会の閉鎖、そしてプリシュティナ大学のアルバニア系教職員の解雇やアルバニア系マスメディアの規制といった政治的・文化的抑圧政策を強行した。一方、アルバニア系住民の自治要求は過激化し、一九九〇年には一方的に「コソヴォ共和国」の独立を宣言するに至った。この独立宣言は国際社会においても承認されなかったが、その後もセルビア側は態度を軟化させることはなく、両者の対立が激化していった。

ミロシエヴィチの民族主義的な手法は、コソヴォ自治州だけではなくクロアチアやボスニア・ヘルツェゴヴィナでも用いられた。彼は両共和国に住むセルビア系住民を動員しようとしたが、それが最終的に連邦体制そのものを揺るがす結果となった。

クロアチアにはボスニア・ヘルツェゴヴィナ国境沿いのクライナ地方やセルビア(ヴォイヴォディナ)国境沿いのスラヴォニア地方を中心に約五三万人のセルビア系住民が居住しており、総人口の一・六パーセントを占めていた。¹⁾一九八九年にセルビア文化協会を設立しようとした際に、彼らのクロアチアに対する「反乱」が始まったと見ることもできる。セルビア文化協会は当時の

共産主義政権に認可されることはなく、その中心人物であったヨ
ーヴォ・オパチチは投獄されたが、彼らの民族主義的な動きはこ
れで終わらなかつた。彼らは一九九〇年七月には「セルビア民族
評議会」を設立し、クロアチア政府に公然と反旗を翻すようにな
つた。一方、クロアチア政府もセルビア系住民に対して不寛容な
態度をとり続けた。一九九一年春から、クライナ地方やスラヴォ
ニア地方で武装したセルビア系住民とクロアチア警察が小競り合
いを繰り返すようになり、同年夏にはユーゴスラヴィア人民軍
(連邦軍「JNA」)を巻き込んだ大規模な内戦の舞台となつてい
く。

一九八〇年代末には、セルビア人以外の諸民族の間でも、自ら
の文学と歴史に対する関心が高まっていた。例えば、クロアチア
の首都ザグレブで一八四八年革命期に活躍したヨシプ・イェラチ
チ総督の騎馬像が復活したことも、そのあらわれであった。彼は
クロアチア民族主義と結びつけられると同時に、社会主義体制に
対する「反革命」のシンボルとしての役割を担うことになったの
である。ここで重要なのは、文芸復興ともみなしうる一連の動き
さえ、もはやユーゴスラヴィア全土に影響力を持つものではなく
なつていたのである。結局、民族的価値観の差異が埋めがたく、
民族間の相互理解が困難であるという認識だけが共通されること
になつたのである。

五. 分裂の進行と破局

ユーゴスラヴィア連邦の分裂は、各共和国に異なる政治体制の
成立をもたらすことになつた。一九八九年まで、なお各共和国の
憲法・法律上の枠組みはほぼ同じであつたが、その内実には大き
な差異が生じつつあつた。この時期、セルビアが推進しようとし
た集権化は、当初セルビアに好意的であつたマケドニアやボスニ
ア・ヘルツェゴヴィナとの関係を悪化させ、両共和国を離反させ
てしまつた。さらに、セルビアが要求した連邦議会の改革案は、
各共和国に同数の議席を与える現行方式ではなく、人口に応じて
議席を配分する方式に変更するという内容であつたが、スロヴェ
ニアやクロアチアの不安と反発を招くだけの結果に終わった。

それでも、まだ彼らには国家の将来像について協議するチャン
スは与えられていたと考えるべきであろう。一九八〇年代末、ユ
ーゴスラヴィアという国家の枠組を保持する試みとして、四つの
シナリオが考えられた。国家連合化、不均整の連邦、中央の権限
強化、そして現状維持である。もう少し遅い時期になると、不均
整の連邦や現状維持は非現実的なものとして排除され、新たな選
択肢として連邦解体が論じられるようになる。また、政治的多元
化の問題に関しても、各共和国の立場は大きく異なつていた。す
でにスロヴェニアとクロアチアでは複数政党制への移行がほぼ確
実になつていたが、セルビアやモンテネグロでは共産主義者同盟

による一党支配が続く可能性が残されていた。さらに、経済に關しても、民営化や市場経済への移行をめぐる問題は、スロヴェニアやクロアチアのような先進共和国とそれ以外の共和国との間で合意に達するかどうかは、なお微妙なところであった。

しかし、結局のところ、こうした国家の将来像に關する協議は物別れに終わった。一九九〇年にアンテ・マルコヴィチ首相の下で大胆な経済改革が実施され、ようやく各共和国レベルでは複数政党制への移行が実現したが、それだけでは国家の解体を食い止めることはできなかった。むしろ、各共和国で実施された自由選挙の結果、それぞれの立場の違いはより鮮明なものとなった。スロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニアではリベラル勢力が選挙に勝利したものの、セルビアとモンテネグロでは旧共産主義者同盟が権力を保持したからである。セルビアとモンテネグロを除く四つの共和国は、一九九一年初頭までに相次いで主権宣言を行い、あわせて共和国の法律を連邦の法律に優越させることを一方的に決定した。各国は独立の是非を問う住民投票を実施し、いずれも高い賛成票を得て独立の方針を固めた。そして、「ユーゴ・サミット」と呼ばれる各共和国首脳会談が何一つ成果を残せないまま閉幕すると、一九九一年六月二五日、ついにスロヴェニアとクロアチアが独立宣言に踏み切った。これにユーゴスラヴィア人民軍が介入することで、⁽¹²⁾いわゆるユーゴスラヴィア内戦の火蓋が切つて落とされたのである。

むすびをかえて

その後のユーゴスラヴィア内戦の過程では、多数の死傷者と難民が発生し、民族間の憎悪が増幅されてしまったことは否めない。しかし、かつてユーゴスラヴィア連邦を構成していた国々の関係も、最近になってようやく改善されつつある。新たに生じた少数民族問題への対処も、少なくともヨーロッパ的基準に合致するものとなっている。最後に、この点について少々触れておきたい。

二〇〇〇年前後に起こった幾つかの事件は、ユーゴスラヴィア連邦を内戦・解体へと導いた民族主義の呪縛から人々を解放するものであった。この時期に、一九九〇年代を通じて自らの民族主義を鼓舞することで政権を獲得・維持してきたクロアチアのフラニョ・トゥジマン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのアリヤ・イゼトベゴヴィチ、セルビアのミロシエヴィチらが、理由は異なるものの、いずれも政治の表舞台から退いた。ボスニア・ヘルツェゴヴィナはやや異質であるとはいえ、これらの国々で顕著に見られる民族主義的な一党支配の傾向は、多少なりとも民主的と考えられる連立政権の成立によって大きく変化した。新政権は少数民族法や言語法の制定、あるいは憲法修正を通じて、多民族・多文化共存に向けた取り組みを行っている。また、やや緩慢ではあるが、難民の帰還や財産の処理の問題にも具体的な解決策が示されようとしている。とくに、セルビアとクロアチアの関係が改善された

ことは、この地域の安定にとって大きな意味を持っている(二〇〇四年によくベオグラードでの首脳会談が実現している)。これらの国々がかつての共同体を完全に復元することは困難であると思われるが、すでにスロヴェニアが正式加盟を果たしたヨーロッパ連合(EU)を含むさまざまな国際機関・地域協力機構への参加を通じて、むしろ越境的な多民族・多文化共存に向けた新たなモデル・ケースとなることが期待される。

注

- (1) サミュエル・ハンチントン『文明の衝突』(集英社、一九九八年)。
- (2) 近年、日本でもユーゴスラヴィア連邦の解体過程に関する多くの論考が発表されている。岩田昌征『社会主義崩壊から多民族戦争へ』(御茶の水書房、二〇〇三年)、久保慶一『引き裂かれた国家——旧ユーゴ地域の民主化と民族問題』(有信堂高文社、二〇〇三年)、江口昌樹『ナショナルリズムを越えて——旧ユーゴスラヴィア紛争におけるフェミニストNGOの経験から』(白澤社、二〇〇四年)、越村勲ほか『映画『アンダーグラウンド』を覗きましたか? ユーゴスラヴィアの崩壊を考える』(彩流社、二〇〇四年)など。なお、本稿における事実関係は、やや問題はいくつかのもの刺戟的なサブリナ・ラメーの著書(Sabrina P. Ramet, *Balkan Babel: The Disintegration of Yugoslavia from the Death of Tito to Ethnic War*, Boulder, 1996)に依拠した部分が大き。
- (3) *Statistički godišnjak Jugoslavije 1991*, Beograd, 1991, p.445.
- (4) Dusan Ievic, *Jugoslovenstvo i jugoslovenska nacija*, Beograd, 1989等を参照。

- (5) *Statistički godišnjak Jugoslavije 1991*, p.446.
- (6) 柴宜弘『ユーゴスラヴィア現代史』(岩波書店、一九九六年)一二八頁。
- (7) 柴宜弘『ユーゴスラヴィア現代史』一二九頁。
- (8) *Statistički godišnjak Jugoslavije 1991*, p.154.
- (9) *Statistički godišnjak Jugoslavije 1991*, p.735.
- (10) *Politika*, Beograd, 24 November 1984.
- (11) *Statistički godišnjak Jugoslavije 1991*, p.445.
- (12) 内戦初期の状況については、石田信一『ユーゴスラヴィアの連邦解体』『外交時報』一三〇一号(一九九三年)等を参照。